

Ⅲ 市町村民所得の概念

Ⅲ 市町村民所得の概念

1 基本的な考え方

市町村民所得とは、一定期間（通常1カ年）において、市町村居住者の生産活動により、新たに付加された価値の貨幣評価額である。それはまた、この生産に参加した諸要素の所得となり、次いで消費または投資などに支出されるものである。

これは基本的には、国民所得や県民所得の概念と同一である。

2 市町村内ベースと市町村民ベース

付加価値を把握する場合、市町村内ベース（属地主義）と市町村民ベース（属人主義）があり、そのいずれの概念を基準とするかによって、意味と大きさが異なる。

市町村内ベース（属地主義）とは、市町村という行政区域内で生み出された所得を、その生産に携わった者の居住地のいかんを問わず把握するものである。

また、市町村民ベース（属人主義）は、市町村居住者が地域のいかんを問わず生み出した所得を把握するものである。

本書の推計では、産業別生産額・純生産は市町村内ベースで把握し、市町村民所得は市町村民ベースで把握することとする。この場合の居住者とは、個人だけでなく、法人企業、政府機関など経済主体全般に適用される概念である。

3 市場価格表示と要素費用表示

生産物を評価する場合、市場価格表示による方法と要素費用表示による方法がある。市場価格表示とは市場で取引される価格による評価方法であり、要素費用表示とは各商品の生産要素に対して支払われた費用による評価方法である。

これら二つの表示方法によって推計された純生産の間には、

市場価格表示の純生産＝要素費用表示の純生産＋生産・輸入品に課される税－經常補助金

の関係がある。この推計では、純生産を要素費用表示で評価してある。

4 純（ネット）と総（グロス）

生産物の評価にあたって、固定資本減耗を控除したものを「純（ネット）」概念といい、固定資本減耗を含むものを「総（グロス）」概念という。

ここでいう固定資本減耗とは、構築物、設備及び機械等再生産可能な有形固定資産について、通常の摩損及び損傷、通常生ずる程度の事故による損害等の減耗分を評価した額である。

5 産業別市町村内純生産

産業別市町村内純生産とは、一定期間（通常1カ年）に市町村内各産業部門の生産活動によって、新たに付加された価値（純生産物の価値）の貨幣評価額を示したものである。

これは、市町村内の生産活動に対する各産業部門の寄与を表すものであって、各部門の生産に要した要素費用の総額に等しい。

これはまた、全ての生産物の額から中間生産物、すなわち原材料等の経費を控除したものに当たる。なお支払利子は経費に含まれない。

ここでいう生産には、農業、製造業などの物的生産ばかりではなく、金融・保険・不動産業、公務などのサービス生産も含まれる。また、これには、農家の自家消費にあてられた生産物や、所有者自身が使用する住居の用役などのように、貨幣と交換されない生産物も評価されて含まれている。

なお、帰属利子は、金融業の生産額を定義するための特殊な帰属計算項目であり、金融業の受取利子および配当と支払利子の差額をさす。利子は、主として他産業の付加価値から支払われたものであるから、それを再び生産としてとりあげるため生産額が二重計算になるが、この二重計算を除去するために、純生産総額から帰属利子の額を控除している。

6 市町村民所得

市町村民所得は、生産要素を提供した市町村の居住者に帰属する所得として把握される。これを機能面からみた場合には、各生産要素である土地、労働、資本等に分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。また経済主体面からみれば、各経済主体に分配され、企業所得、財産所得などを形成する。ここでは両者を折衷した分類がとられている。

なお、一般財政・消費者負債利子等については、公共団体・個人等の消費活動に関わるもので、生産活動に直接結びつくものではないため、控除する必要がある。しかし、財産所得の推計では分けて推計することが困難なため、一括して財産所得を推計後、一般財政・消費者負債利子等を控除している。

7 市町村内純生産と市町村民所得との関係

市町村内で生産された純生産物には、他市町村に所得として分配されるものを含むが、反面、市町村外からの所得で、その源泉が他市町村内の生産にかかるものであれば、これに含まれない。このように他市町村との間の取引を一般に市町村再取引と呼ぶが、いま上記の市町村外からの所得と他市町村への所得との受払差額（市町村外からの純所得）を「市町村内純生産」に加算すれば、「市町村民純生産」すなわち市町村民所得が得られる。

つまり、「市町村内純生産」と「市町村民所得」とは「市町村外からの純所得」分だけ相違するものである。（本書冒頭の「利用にあたって」を参照）

IV 「市町村民所得推計標準方式」 の概要

IV 「市町村民所得推計標準方式」の概要

1 純生産

項 目	推 計 の 概 要	資 料 の 出 所
農 業	生産額×所得率+農業サービス 生産額=数量×単価 所得率=農業経営動向統計などより 農業サービス=分配所得より	県統計分析課、市町村 青森統計情報事務所
林 業	生産額×所得率	県統計分析課
水 産 業	〃	県統計分析課、市町村
鉱 業	〃	県統計分析課
建 設 業	〃	県統計分析課
製 造 業	〃	県統計分析課、市町村
卸売・小売業～公務	分配所得（雇用者報酬、一般財政財産所得、家計・対家計民間非営利団体財産所得、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得及び住宅自己所有帰属分）を産業別に組み替え 産業別民間法人企業所得=民間法人企業所得×産業別構成比 産業別構成比=産業別市町村民税法人税割 （又は事業所統計調査の事業所数×県産業別構成比による産業別ウェイト）	市町村 事業所統計調査 県統計分析課

2 市町村民所得（分配所得）

項 目	推 計 の 概 要	資 料 の 出 所
<雇用者報酬> 農 業	（耕地面積別農家1戸当たり支払労賃×農家戸数+有給家族労賃）+農業サービス、農業事業体所得、官公所・その他の雇用者報酬	農業経営動向統計 農業センサス
林 業	一人当たり雇用者報酬×雇用者数	県統計分析課、市町村
水 産 業	純生産×労賃率	県統計分析課、市町村

項 目	推 計 の 概 要	資 料 の 出 所
農林水産業以外の産業 議員歳費、委員報酬 給与住宅差額家賃	一人当たり雇用者報酬×雇用者数 決算書より 県民所得の給与住宅差額家賃×給与住宅延べ面積の対県割合	県統計分析課、市町村 市町村 住宅統計調査
雇主の現実社会負担	賃金俸給、役員給料手当（議員歳費、委員報酬、給与住宅差額家賃を除く）×雇主現実社会負担率	県統計分析課、市町村
雇主の帰属社会負担	賃金俸給、役員給料手当（議員歳費、委員報酬、給与住宅差額家賃を除く）×雇主帰属社会負担率	県統計分析課、市町村
<財産所得>		
一 般 財 政	国・県の受取財産所得＝県民所得の国・県の受取財産所得×対県割合 対県割合＝国・公共企業体・地方公共団体従業者数の対県割合 市町村の受取財産所得＝決算書より	県統計分析課 事業所統計調査 市町村
対家計民間非営利団体	県民所得の対家計民間非営利団体の受取財産所得×対県割合 対県割合＝対家計民間非営利団体従業者数の対県割合	県統計分析課 事業所統計調査
家 計	受取利子所得＝県民所得の家計の受取利子所得×対県割合 対県割合＝雇用者報酬＋個人企業所得（住宅自己所有による帰属分を除く）の対県割合 受取配当＝県民所得の家計の受取配当×対県割合 対県割合＝家計の受取利子所得と同じ 受取役員賞与＝県民所得の家計の受取役員賞与×対県割合 対県割合＝国勢調査役員総数の対県割合 受取賃貸料＝田畑小作料＋地代、特許料 田畑小作料＝小作地面積×純小作料 純小作料＝小作料－固定資産税 地代、特許料＝県民所得の地代、特許料×対県割合 対県割合＝「固定資産価格等の概要調書」の宅地法定価格の総額の対県割合	県統計分析課、市町村 県統計分析課、市町村 県統計分析課、市町村 県統計分析課 国勢調査 県統計分析課、市町村 固定資産価格等の概要調書

項 目	推 計 の 概 要	資 料 の 出 所
<企業所得>		
民間法人企業所得	県民所得の民間法人企業所得×対県割合 対県割合＝市町村民税法人税割（標準税率分）の対県割合	県統計分析課 市町村
公的企業所得	国・県公的企業所得＝県民所得の国・県公的企業所得×対県割合 対県割合＝項目毎に決算書等から推計	県統計分析課 市町村
個人企業所得	市町村公的企業所得＝決算書より 農業＝純生産－（農業支払労賃＋法人所得＋農業サービス） 林業＝民間純生産－（民間雇用者報酬＋法人所得＋支払貸貸料・利子） 水産業＝純生産－（雇用者報酬＋法人所得＋支払貸貸料・利子） 農林水産業以外の産業＝1事業主当たり所得×業主数＋兼業所得＋内職所得 兼業所得＝1事業主当たり所得×業主数×兼業率 内職所得＝1事業主当たり所得×業主数×内職率 住宅自己所有による帰属分＝県民所得の住宅自己所有による帰属分×対県割合×格差 対県割合＝県の床面積に対する市町村の床面積 格差＝市町村評価額／県評価額	市町村 市町村 県統計分析課、市町村 県統計分析課、市町村 県統計分析課、市町村 県統計分析課、市町村 県統計分析課、市町村 固定資産価格等の概要調書
<（控除）産業活動によらない財産所得>		
一般財政	国・県の支払財産所得＝県民所得の国・県の支払財産所得×対県割合 対県割合＝県民所得の家計利子所得に対する市町村民所得の家計利子所得の割合	県統計分析課 市町村
家計	市町村の支払財産所得＝決算書より 県民所得の家計の支払財産所得×対県割合 対県割合＝家計の受取利子所得と同じ	市町村 県統計分析課 市町村
対家計民間非営利団体	県民所得の対家計民間非営利団体の支払財産所得×対県割合 対県割合＝対家計民間非営利団体従業者総数の対県割合	県統計分析課、市町村 事業所統計調査